

綾川町社会福祉協議会訪問介護事業所重要事項説明書

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電 話 番 号 0 8 7 - 8 7 6 - 4 2 2 1

（受付時間 月～金 8：30～17：30）

※ご不明な点は、なんでもおたずねください。

2. 綾川町社会福祉協議会訪問介護事業所（名称）の概要

(1) 訪問介護事業所（名称）の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	綾川町社会福祉協議会訪問介護事業所
所在地	香川県綾歌郡綾川町滝宮276番地
介護保険指定番号	香川県 3 7 7 1 5 0 0 9 2 7
サービスを提供する地域	綾川町・宇多津町・丸亀市・坂出市・高松市

※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談下さい。

(2) 同事業所の職員体制

	資格等	常勤	非常勤	計
管理者	介護福祉士	1 名	0 名	1 名
サービス提供者 責任者	介護福祉士	3 名	2 名	5 名
訪問介護員	介護福祉士※	3 名	8 名	14 名
	訪問介護員1級課程	0 名	0 名	
	訪問介護員2級課程	0 名	2 名	
	初任者研修修了者	0 名	1 名	
事務職員		1 名	1 名	2 名

※ 管理者、サービス提供責任者を兼務

(3) サービスの提供時間帯

	月～土		備考
早 朝	7：00 ～	○	
通 常 時 間 帯	8：00 ～ 18:00	○	
夜 間	～ 22:00	○	
深 夜	22：00 ～	×	

※ただし、12月29日から1月3日は、休業します。

※時間帯により料金が異なります。

3. サービス内容

- (1) 身体介護に関すること
- (2) 生活援助に関すること

4. 料金等

(1) 利用料金

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として基本料金（料金表）の1割～3割です。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

身 体 介 護	1回あたりの利用料金	介護保険適用時の1回あたりの自己負担額
30分未満	¥ 2,680	¥ 268
30分以上1時間未満	¥ 4,260	¥ 426
1時間以上	¥ 6,240	¥ 624
1時間30分以上 (30分増すごとに)	¥ 900を追加	¥ 90を追加
身体介護に引き続き生活援助を行う場合	¥ 720を追加	¥ 72を追加

生 活 援 助	1回あたりの利用料金	介護保険適用時の1回あたりの自己負担額
45分未満	¥ 1,970	¥ 197
60分未満	¥ 2,420	¥ 242

初 回 加 算	1回あたりの利用料金	介護保険適用時の1回あたりの自己負担額
初回のみ	¥ 2,000	¥ 200

緊急時訪問介護加算 (身体介護のみ)	1回あたりの利用料金	介護保険適用時の1回あたりの自己負担額
1回につき	¥ 1,000	¥ 100

介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	介護保険適用時の自己負担額
月 額	介護保険利用料の24.5%

- ※ 基本料金に対して、早朝（午前6時～午前8時）・夜間（午後18時～午後22時）は25%増し、深夜（午後22時～午前6時）は50%増しとなります。
- ※ 上記の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、利用者の居宅サービス計画（ケアプラン）に定められた目安の時間を基準とします。
- ※ やむを得ない事情で、かつ、利用者の同意を得て、2人で訪問した場合は、2人介助分の料金となります。
- ※ 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）所定単位数は、基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数となります。

(2) 特定事業所加算（Ⅱ）

当事業所は、厚生労働大臣が定める下記の基準に適合していますので、特定事業所加算（Ⅱ）を算定しています。自己負担等については、上記（1）利用料金に記載されているとおりです。

※ 厚生労働大臣が定める基準

<体制要件>

- ① すべての訪問介護員等に対して個別の研修計画を作成し、研修を実施又は実施を予定していること。
- ② 利用者に関する情報、サービス提供に当たっての留意事項の伝達又は訪問介護員等の技術指導を目的とした会議を定期的に行うこと。
- ③ サービス提供責任者が、訪問介護員等に利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項を文書等の確実な方法により伝達してから開始し、終了後、適宜報告を受けていること。
- ④ すべての訪問介護員等に対し、健康診断等を定期的に行っていること。
- ⑤ 緊急時等における対応方法が利用者に明示されていること。

<人材要件>

- ① 従業者の総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の30以上若しくは、すべてのサービス提供責任者が3年以上の実務経験を有する介護福祉士又は5年以上の実務経験を有する介護職員基礎研修課程修了者・1級訪問介護員であること。ただし、居宅サービス基準上、1人を超えるサービス提供責任者を配置しなければならない事業所については、2人以上のサービス提供責任者が常勤であること。

(3) キャンセル

急なキャンセルの場合は、至急ご連絡ください。

(連絡先 電話 087-876-4221)

急に利用中止の申し出をされた場合、キャンセル料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。ただしお客様の体調不良等、正当な理由がある場合はこの限りではありません。

ご利用の前日17時までにご連絡いただいた場合	無料
訪問後にサービスをキャンセルする場合	1,000円

※ キャンセル費用はサービス提供訪問介護員の人数に積算となります。

(4) その他

- ① 利用者住まいで、サービスを提供するために使用する、水道、ガス電気等の費用は利用者のご負担となります。
- ② 翌月に先月分の請求をいたしますので、25日までにお支払いください。お支払いいただきますと、領収書を発行します。お支払方法は、現金集金、口座自動引き落としの2通りの中からご契約の際に選べます。
- ③ 複写物に係る経費につきましては、利用者より実費相当分をいただきます。

5. サービスの提供について

(1) サービスの終了

- ① 利用者のご都合でサービスを終了する場合
サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出下さい。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。

③ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ 利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・ 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合

※ この場合、条件を変更して再度契約することができます。

- ・ 利用者がお亡くなりになった場合

④ その他

- ・ 当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当事業所が破産した場合、利用者は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。

- ・ 利用者が、サービス利用料金の支払を1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払われない場合、または利用者やご家族などが当事業所や当事業所のサービス従事者に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

(2) 訪問介護等従業者の禁止行為

訪問介護等従業者は、利用者に対する訪問介護等サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- ・ 医療行為または医療補助行為
- ・ 利用者もしくはその家族等の金銭、預貯金の通帳、証書、書類等の預かり
- ・ 利用者もしくはその家族等からの金銭または物品、飲食の授受
- ・ 利用者本人以外の部屋の掃除等、家族等に対するサービスの提供
- ・ 庭の草むしりなど、居宅介護等従業者がやらなくても普段の暮らしに差し支えがないもの
- ・ 大掃除等、普段はやらないような家事
- ・ 飲酒、喫煙及び飲食
- ・ 利用者の人格や尊厳を否定する虐待行為（身体的虐待・性的虐待・心理的虐待・ネグレクト・経済的虐待）
- ・ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命・身体を保護するため緊急止むを得ない場合を除きます。）

- ・ 利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- ・ その他利用者もしくはその家族等に行う迷惑行為

6. 当事業所の訪問介護サービスの特徴等

(1) 運営の方針

- ① 要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行います。
- ② 事業の実施に当たっては、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

(2) サービス利用のために

事	項	有	無	備	考
ホームヘルパーの変更の可否		○		変更を希望される方はお申し出ください。	
男性ホームヘルパーの有無		○			
従事者への研修の実施		○		月1回	実施
サービスマニュアルの作成		○			
その他					

7. 緊急時の対応方法・緊急連絡先・対応可能時間

サービスの提供中に容体に変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

8. 事故発生時の対応

- (1) 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、行政、利用者の家族又は親族等へ速やかに連絡するとともに、必要な措置を行います。
また、事故の原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。
- (2) サービスの提供に伴って、事業所の責に帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合は、全国社会福祉協議会の在宅福祉サービス総合補償に加入しておりますので、その保険制度で速やかに誠意をもって※損害賠償を行います。
※ 法律上の賠償責任を負ったとき

9. 虐待防止のための措置

利用者に対する虐待を早期に発見し、迅速かつ適切な対応を図るため、次の措置を講じています。

- ① 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- ② 虐待の防止に関する責任者の選定
【虐待防止責任者】 山内 美和
- ③ 虐待防止委員会の設置、また虐待防止委員会での検討結果を従業者に周知徹底する。

10. 身体拘束等の禁止

- ① 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命・身体を保護するため緊急止むを得ない場合を除きます。）身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由その他必要な事柄を記録する。
- ② 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に行い、その検討結果を従業者に周知徹底する。
- ③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- ④ 従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修の実施

11. サービス内容に関する苦情

- ① 当事業所利用者相談・苦情窓口
 - ・ 社会福祉法人綾川町社会福祉協議会

担当者	総務企画課	渡辺 史彦
解決責任者	事務局長	森田 康清

 - 受付時間 月～金 8：30～17：30（土日・祝日は除く。）
 - 電話 087-876-4221
- ② 行政機関その他苦情受付機関
 - ・ 香川県国民健康保険団体連合会
 - 受付時間 午前9時～午後5時（土日・祝日は除く。）
 - 電話 087-822-7435・7453
 - ・ 綾川町役場 健康福祉課
 - 受付時間 午前8時30分～午後5時15分（土日・祝日は除く。）
 - 電話 087-876-1113

12. ハラスメントの防止

適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化などの必要な措置を行います。

13. 業務継続計画の策定等について

- (1) 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずる。
- (2) 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- (3) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

14. 衛生管理等

感染症の発症、又はまん延防止のため次の措置を講じています

- (1) 感染症の予防及びまん延防止のための対策を定期的開催
- (2) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のために指針を整備し、研修及び訓練を定期的実施します

15. 当事業者の概要

名 称 ・ 法 人 種 別	社会福祉法人綾川町社会福祉協議会
代 表 者 役 職 ・ 氏 名	会 長 谷 岡 学
所 在 地	香川県綾歌郡綾川町滝宮 2 7 6 番地 綾川町梅の里社会福祉センター内
電 話 番 号	087-876-4221

定款の目的に定めた事業

- 1 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 2 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 3 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 4 1 から 3 のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- 5 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
- 6 共同募金事業への協力
- 7 老人居宅介護等事業の経営
- 8 老人デイサービス事業の経営
- 9 小規模多機能型居宅介護事業の経営
- 10 障害福祉サービス事業（居宅介護・重度訪問介護・同行援護 綾川町社会福祉協議会居宅介護事業所）
- 11 移動支援事業の経営

- 12 綾川町梅の里社会福祉センターの経営
- 13 綾川町もみじ温泉社会福祉センターの経営
- 14 地域活動支援センターⅢ型共に生きる綾川の家「ゆう」の経営
- 15 福祉サービス利用援助事業
- 16 生活福祉資金貸付事業
- 17 ボランティア活動の振興
- 18 暮らしの相談事業
- 19 生活困難者に対する相談支援事業
- 20 生活体制整備事業
- 21 その他この法人の目標達成のための必要事業

その他の事業所

- ・ 介護保険法
綾川町社会福祉協議会居宅介護支援事業所
(居宅介護支援事業)
小規模多機能型居宅介護綾川
(小規模多機能型居宅介護事業)
- ・ 障害者自立支援法
綾川町社会福祉協議会居宅介護事業所
(居宅介護事業・重度訪問介護事業・同行援護事業
・ 行動援護事業)
- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
綾川町社会福祉協議会障がい者相談支援事業所わんすてっぷ
- ・ 児童福祉法
綾川町社会福祉協議会障がい児相談支援事業所わんすてっぷ

16. 個人情報保護について

- (1) 個人情報の取り扱いについては、利用目的を利用者およびその家族に明示したうえで同意をいただき、必要な範囲の情報を取得し、その範囲内で使用します。
こうした個人情報の取得および取り扱いについては、トラブルを防止する観点からも書面で同意を求めます。
- (2) 平成17年4月1日から施行された個人情報保護法に基づき、介護保険事業における利用者等の個人情報についての利用目的について、下記のように明示します。

通常の業務で想定される利用目的

① 事業所内での利用

- ・ 相談に関する業務
- ・ ケアプラン作成業務
- ・ 介護報酬請求に関する事務

・ 利田孝への介護サービス向上や維持 改善のための資料作成等

- ・ 苦情や事故などの報告
- ・ その他、利用者個人に関する管理業務

② 外部への提供

- ・ 当該利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業所や居宅介護支援事業者および地域包括支援センターとの連携（サービス担当者会議等）
- ・ 家族等への心身の状況説明
- ・ 審査支払い機関または保険者からの照会に対する回答
- ・ 外部監査機関への情報提供

- (3) 個人情報の取り扱いについては法定の保存期間に従い、鍵のかかる書庫に保管します。管理責任者は社会福祉法人綾川町社会福祉協議会事務局長とします。情報管理には万全を期し、事務所への来客についても談話室等を利用するようにします。個人情報の重要性を認識し、書類の送付ミス等による漏洩を防止し、適正かつ適切に取り扱い、社会的な信頼を得るために努力していきます。

—契約をする場合は以下の確認をすること—

令和 年 月 日

訪問介護の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

＜住 所＞ 香川県綾歌郡綾川町滝宮 2 7 6 番地
綾川町梅の里社会福祉センター内

＜事業者＞ 綾川町社会福祉協議会訪問介護事業所
（指定番号— 3 7 7 1 5 0 0 9 2 7 ）

＜説明者＞ 社会福祉法人綾川町社会福祉協議会

印

私は、契約書および本書面により、事業者から訪問介護についての重要事項の説明を受け同意し本書面の交付を受けました。

利用者

＜住 所＞ 綾歌郡綾川町

＜氏 名＞

印

（代理人）

＜住 所＞

＜氏 名＞

印